

富里市景観計画

【素案】

豊かな自然・歴史・文化・都市が調和する
富里らしい景観づくり

令和 年 月

富里市





はじめに

※市長あいさつ



目 次

第1章 富里市景観計画の策定について	～なぜ、景観計画を策定するのか？～	1
1 計画策定の背景と目的		3
2 計画の位置づけ		5
3 計画の対象区域		6
第2章 富里市の景観特性	～富里市の景観の魅力とは？～	7
1 富里市の概要		9
2 富里市の景観の変遷		13
3 富里市の景観の特性と課題		25
第3章 富里市良好な景観形成に関する方針	～どのような景観をめざすのか？～	41
1 景観形成の目標		43
2 景観形成の基本方針		44
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	～景観形成のしくみとルール～	45
1 景観計画区域の区分		47
2 届出の対象となる行為・規模		55
3 届出の流れ		57
4 景観形成基準		58
第5章 屋外広告物の表示等の制限	～屋外広告物のルール～	71
1 基本的な考え方		73
2 屋外広告物の表示に関する基本方針		74
第6章 景観重要建造物・樹木・公共施設	～景観形成を進めるうえで重要な建造物・樹木・公共施設～	77
1 景観資源の保全・活用		79
2 景観重要建造物の指定方針		80
3 景観重要樹木の指定方針		81
4 景観重要公共施設の指定方針		82
第7章 景観形成の推進	～景観形成の進め方～	83
1 景観形成の主体と役割		85
2 景観施策の推進体制		86
3 景観計画の見直し		88
資料編		89
資料1 景観まちづくりワークショップ		91
資料2 景観に関する市民アンケート		92
用語集		99



第1章

富里市景観計画の策定について

～なぜ、景観計画を策定するのか？～



- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象区域





1 計画策定の背景と目的

(1)景観計画とは

景観計画とは、景観法（平成16（2004）年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画です。

景観は、目に見える景色や風景であり、自然、歴史や文化、伝統行事、道路や公園、建物や看板など、多種多様な要素から成り立っています。

美しい景観は、地域の魅力を高め、そこに住んでいる人や訪れる人の心を豊かにしてくれるとともに、郷土に対する愛着と誇りを育みます。

富里市景観計画は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の目標や基本方針、行為の制限、景観資源の保全・活用、景観形成の進め方など、景観に関する市民、事業者、行政の指針となるものです。

(2)景観計画策定の背景

本市は、根木名川、高崎川等が形成する谷津田や斜面林と南部に広がる農地による豊かな自然景観、また、富里インターチェンジ周辺や幹線道路を中心とした市街地景観、市内の随所に点在する歴史的・文化的景観など、多彩な景観を有しています。

景観に対する人々の意識が高まる中、全国的にも景観への取組が進められており、本市においても、市民が誇りに思う市街地景観や緑豊かなうまいと魅力あふれる景観を保全・形成していくため、平成30（2018）年6月に景観行政団体に移行し、富里市景観計画を策定することとなりました。



■谷津田



■富里中央公園



(3)景観計画策定の目的

本市は、豊富な自然に包まれ、肥沃な農地や自然環境の中で、日本を代表する首都圏近郊の優良な農業地帯として発展してきました。

市街地周辺に広がる農地や斜面林は、本市特有の貴重な自然空間であり、地域には馬のふるさとを今に伝える史跡や牧場、旧岩崎家末廣別邸など、歴史や文化に関する資源が多く分布しています。

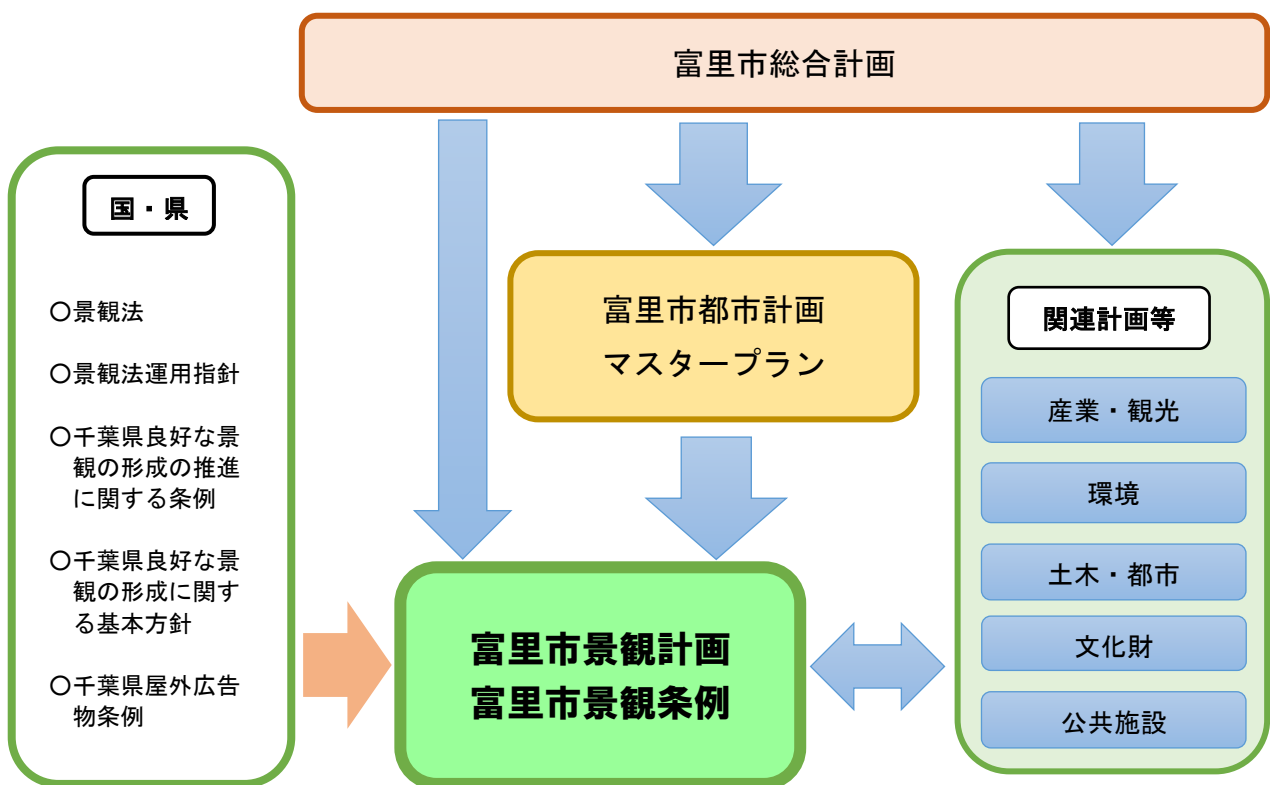
本市の自然や風土、歴史に育まれた美しい景観を守り、育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、地域の魅力や価値の向上等につなげていくことが求められています。これら古くから引き継がれ、築き上げられてきた本市の優れた景観は、市民共有の財産として次の世代に引き継いでいくことが重要です。

そのため、本市では、他法令等との整合を図りながら、周辺の景観と調和したまちづくりを進めるとともに、自然や歴史・文化を生かした「富里らしい景観形成」を市民、事業者、行政が連携、協働で行い、住みよさや住み続けたいとすることができる良好な景観を形成していくことを目的とします。



2 計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づき、本市の良好な景観形成に関する総合的な計画です。「富里市総合計画」や「富里市都市計画マスタープラン」との整合、関連する計画や施策と連携を図りながら、本市の景観の特性や課題に応じた良好な景観形成の方針や基準等を定め、景観に関する総合的なマスタープランとして位置づけます。



3 計画の対象区域

(1) 景観計画の区域

本市の良好な景観形成を推進するため、本計画の対象範囲を富里市全域とし、景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域とします。

■ 富里市景観計画区域

